

[事案 29-41] 転換契約無効請求

・平成 29 年 12 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

転換後契約の保険料について、一部が転換前契約の積立金から充当されることの説明がなかったことを理由に、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 5 月に契約した終身保険について、平成 26 年 3 月に利率変動型積立保険に転換したが、保険料の一部が転換前契約の積立金から充当されることの説明を受けていないので、契約転換を無効とし、転換前契約を復旧してほしい。

<保険会社の主張>

募集人および同行した上席者は、設計書を用いながら保険料の一部が転換前契約の積立金から充当されることを説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、募集人および同行した上席者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。